

【恵庭市政治倫理制度の概要】

1 恵庭市政治倫理条例(平成6年制定)の目的

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市議会議員、市長及び副市長が、市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、併せて、市民も市政に対する正しい認識と自覚に基づく高い倫理観のもとに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

2 議員、市長及び副市長に求められる措置

(1) 条例に定める政治倫理基準の遵守(条例第2条)

- ア 市民全体の代表として、品位と名誉を損なうような行為を慎み、職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- イ 市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- ウ 市が行う請負契約、物品納入契約及び職員採用に関し、特定の企業、団体、個人のために有利な取り計らいをしないこと。
- エ 政治資金規正法に基づく企業団体等の寄附に関し、市民から批判を受けるような行為をしないこと。

(2) 資産等に関する報告書の提出(条例第3条～第5条)

- ア 土地、建物、預貯金、自動車等の資産に関する報告書(「資産等報告書」)
- イ 前年の所得、贈与税の課税価格等に関する報告書(「所得等報告書」)
- ウ 報酬を得て会社等の役員、顧問等に就いている場合の報告書(「関連会社等報告書」)

(3) 契約の制限(条例第14条)

議員、市長及び副市長が、市の請負契約及び下請け工事並びに10万円を超える物品納入契約に関し、当該契約を受注する会社等の代表権を有する場合には、当該契約をすることができません。

(4) 説明会の開催(条例第10条～第12条)

次の事項に該当するときは、市民に対する説明会を開催することとされています。

- ア 贈収賄の容疑により逮捕された後、引き続きその職にとどまろうとするとき(努力規

定)

イ 贈収賄の罪によって起訴された場合において、引き続きその職にとどまろうとすると
き(義務規定)

ウ 贈収賄の罪によって第1審において有罪判決を受けた場合において、引き続きその
職にとどまろうとするとき(義務規定)

3 政治倫理に関する市民等の権利

(1) 資産等報告書等の閲覧(条例第6条)

資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の閲覧(写しの交付)を請求することができます。

(2) 資産等報告書等に対する審査請求(条例第8条)

資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書について疑義があるときは、有権者の総数の500分の1に相当する数以上の署名により、審査請求をすることができます。

(3) 政治倫理基準に違反すると認められる場合の説明会の開催要求(条例第9条)

議員、市長又は副市長が政治倫理基準(条例第2条)に違反すると認められるときは、有権者の総数の300分の1以上の署名により、議長又は市長に説明会の開催を要求することができます。

(4) 説明会の開催請求(条例第10条)

贈収賄による逮捕、起訴又は有罪判決後、議員、市長又は副市長がその職にとどまろうとする場合において、説明会を開催しないときは、有権者の50人以上の署名をもって、説明会の開催を請求することができます。

4 政治倫理審査会の組織、業務等(条例第7条)

(1) 政治倫理審査会は、議員、市長及び副市長の政治倫理に関し、疑義が生じた場合の審査等を行う機関として位置づけられております。

ア 市長から求められた資産等報告書等及び説明会開催請求の審査

イ 資産等報告書等及び説明会開催請求の審査した結果についての意見書の作成

(2) 政治倫理審査会の委員は7名で、任期は2年です。